

大分県土木設計業務等委託契約約款の主な改正内容について

- 1 「甲」・「乙」の呼称の見直し（全条）
約款中の略称表記（「甲」・「乙」）を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を受注者と表記します。
- 2 契約保証及び解除による違約金等への保証の充当（第4条、第42条、第43条）
契約保証に関する規定及び違約金等への保証の充当規定を新設します。
※契約保証を納付する場合のみ適用します。
- 3 不良不適格業者の排除（第7条、第42条）
暴力団等を再委託契約等の相手方とすることを禁止する規定及び受注者又は再委託契約その他契約の相手方が暴力団等である場合に発注者が解除できる規定を新設します。
- 4 履行期限延長に伴う増加費用の負担（第22条第2項）
発注者に帰責事由がある場合の履行期限延長については、発注者が業務委託料を変更することや受注者の損害に対する費用を負担する旨の規定を新設します。
- 5 遅延賠償金の割合の改正（第34条、第41条、第46条）
遅延損害金の割合を「年3.3パーセント」から「年3.1パーセント」に改めます。
- 6 部分引渡しの取扱い（第37条）
部分引渡しにおける指定部分に相應する業務委託料の協議開始の起算日について、「請求を受けた日」を、「確認（検査）の結果を通知した日」に改めます。
- 7 談合その他不正行為による契約の解除（第43条）
国土交通省の工事請負契約書の表記に準拠した内容に改めます。
- 8 公正・中立な第三者（調停人）活用（第49条）
調停人を選任した場合に、協議段階から調停人を活用できる規定の新設します。

※施行期日

平成23年4月1日から施行します。平成23年4月1日以降に契約を締結する場合には、必ず改正後の約款を使用してください。

なお、平成23年3月31日までに締結した委託契約については、改正前の取扱いによることとなります。